

給実甲第1325号
令和6年4月1日

人事院事務総長

給実甲第197号の一部改正について（通知）

給実甲第197号（特殊勤務手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和6年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
十四の二 犯則取締等手当 （規則第28条の5）関係 <u>1 規則第28条の5第1項第1号</u> <u>の2の「被疑者等」には、被疑者</u> <u>と密接な関係にある者を含み、同</u> <u>号の「住居又は事務所等」には、</u> <u>被疑者等がその犯罪に係るサーバ</u>	十四の二 犯則取締等手当 （規則第28条の5）関係 (新設)

その他の機器を管理する倉庫を含むものとする。

2・3 (略)

1・2 (略)

以 上